（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項の表第一号中「令」を「沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号）」に改め、同表第二号及び第三号中「令」を「沿岸漁業改善資金助成法施行令」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

２　法第十一条第二項に規定する資金に係る都道府県貸付金（沿岸漁業改善資金助成法施行令第八条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。）についての同令第八条第一項の規定の適用については、同項の表第一号中「八年」とあるのは「十年」と、「二年」とあるのは「四年」と、同表第二号中「五年」とあるのは「六年」と、「三年」とあるのは「四年」と、同表第三号中「十一年」とあるのは「十三年」と、「四年」とあるのは「六年」とする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

２　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改める。

第十四条第四項中「第六条」を「第六条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十七条第五項中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百二十七号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第九条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）及び精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「一万五千四百四十円」を「一万九千三百七十円」に改め、同条第二項中「一万五千三百円」を「一万八千三百八十円」に改める。

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万七千六百十円」を「二万四千百四十円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百二十八号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「世田谷区」の下に「、中野区」を加え、「並びに明石市」を「、明石市並びに奈良市」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（許可、認可、措置等の効力）

２　この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に対して行った許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百二十九号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに同法附則第九十七条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第五十四条）
第二章　経過措置（第五十五条―第七十六条）
附則